

中国における監視カメラの設置基準：  
北京市と遼寧省の監視カメラ規制

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2012-03-23 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 岡田, 安功, 鄧, 婉嬌 メールアドレス: 所属:
URL	<a href="https://doi.org/10.14945/00006478">https://doi.org/10.14945/00006478</a>

# 〈解題〉 中国における監視カメラの設置規準 ～北京市と遼寧省の監視カメラ規制～

岡田安功\*  
鄧婉嬌\*\*

## 1. はじめに

本稿では、本稿の文末に訳出した「北京市公共安全画像情報システム管理方法《北京市公共安全图像信息系统管理办法》」と「遼寧省公共安全ビデオ画像情報システム管理方法《辽宁省公共安全视频图像信息系统管理办法》」について簡単な解説を行う。これらはいわゆる監視カメラを規制する法令で、いずれも中華人民共和国憲法《中华人民共和国宪法》67条8号が省、自治区、直轄市に制定を認めている「地方性法規」である。中華人民共和国憲法100条は省と直轄市の人民代表大会及びその常務委員会に地方性法規の制定権を与えている。本稿が訳出する地方性法規のうち、前者は北京市人民政府常務会が制定し、後者は遼寧省人民政府常務会が制定している。地方性法規は該当する行政区域にのみ適用される。したがって、地方性法規は日本の条例にほぼ相当するが、中国の場合、条例といえば中華人民共和国憲法116条が民族自治地域の人民代表大会に制定権を認める法形式である。中国では条例という言葉が必ずしも法源を意味しないので、國務院が制定する行政法規の名称は國務院令の行政法規制定手續条例《行政法規制定程序条例》4条によって一般に条例と称されているし、地方性法規にも条例という名称をもつものが多い。

まず、監視カメラの規制法令として北京市と

遼寧省の地方性法規を翻訳した理由を説明しよう。中国でも日本と同様に監視カメラを規制する法律が存在しない。北京市は中国の首都であり、中国政府の直轄市なので、中国を代表する監視カメラの規制法令として北京市の地方性法規を選択した。これは2007年4月1日から施行されていて、中国で最初の監視カメラ規制立法だといわれている。中国の行政区画は、基本的に省、県、郷という三段階制なので、日本と歴史的に関係の深い遼寧省を省の代表例として選択した。しかも、遼寧省の監視カメラに関する地方性法規は省が施行した最初の監視カメラ規制法令で、2008年1月1日から施行されている。両者を比較しながら読んでいただければ、中国の監視カメラ制度がもつ大凡の思想的傾向を読み取ることができるであろう。

ここで、上記の地方性法規の中にも所々で登場する中国の地方制度を簡単に説明しよう。日本の感覚でこれらの規定にある自治体の名称を読むと誤解しやすいので要注意である。中華人民共和国憲法30条は、全国を省・自治区、直轄市に分け、更に省・自治区は自治州、県、自治県、市に分けられている。また、中華人民共和国憲法30条によって直轄市と規模の大きい市が区、県に分けられ、自治州が県、自治県、市に分けられている。北京市は市といっても直轄市なので他の市とは行政区分上の位置づけが異なっている。北京市と遼寧省はこのような行政区分の中に位置づけられている。

\* 静岡大学情報学部教授 Professor, Faculty of Informatics, Shizuoka University

\*\* 静岡大学大学院情報学研究科修士課程大学院生 Graduate Student, Graduate School of Informatics, Shizuoka University

翻訳作業は、岡田が指導する修士課程の鄧婉嬌が下訳を作り、岡田がこれを修正して進めた。翻訳に当たり、条文の形式や言葉遣いは日本の法令の形式に合わせることを基本としたが、中国の文化や中国的な発想が損なわれないように、中国の条文上の形式も残した。本章と2は岡田が執筆し、3は鄧が執筆した。3の末尾に掲載した「中国の監視カメラに関する法令一覧表」を作成したのは鄧である。この一覧表には「画像情報システム管理方法（图像信息系统管理办法）」という共通の単語がつく監視カメラに対する規制法令だけでなく、監視カメラを設置する根拠にもなった「公共安全技術防備管理（公共安全技術防范管理）」という共通の単語をもつ法令も記載した。これらを施行日順に並べたので、監視カメラを具体的に規制する必要が生じる法的背景を理解する一助になると思われる。

私が中国の監視カメラに関する地方性法規を翻訳して紹介しようと思いついたのは、中国でプライバシーが真剣に議論されていることを知り、これが私には衝撃だったからである。国家が個人のプライバシーを承認することは国家権力が介入できない領域を承認することになる。このようなことが中国のような国家体制の下でなぜ起こるのかを知りたいと私は思った。私は中国の監視カメラ制度が良いとは思わないが、監視カメラに関する日本の状況を放置しておく監視カメラを強制する中国よりもプライバシーの危機が大きくなると考えている。中国の現状は他人事ではない。ここまでは私の学問的な動機であるが、この「解題と翻訳」を發表することは中国へ行く多くの日本人の実利にも適うであろう。中国で仕事や旅行又は勉強をする日本人は自分がどこで監視カメラを向けられているかを自覚することが大切である。監視カメラを自覚する中国人を相手にする時、日本人は中国人の自覚を尊重することがコミュニケーションにおいて必要である。

翻訳をお読みいただければ分かる通り、中国

は監視カメラの設置を地方性法規で強制している。ここに訳出した地方性法規はいずれも個人のプライバシーを保護する規定を置いている。本稿では中国におけるプライバシーの観念を分析する余裕がないが、中国における監視カメラ規制と日本の監視カメラ規制を比較して、プライバシーの普遍性と地域性を研究する手掛りとしていたい。また、この「解題と翻訳」が日本における監視カメラ規制の議論に新しい観点を投げることができればと願っている。

## 2. 日本の監視カメラ規制と中国の監視カメラ規制

本章では日本の監視カメラ規制と中国の監視カメラ規制の基本的な構造を比較法的な観点から検討する。監視カメラ規制といっても、日本でも中国でも監視カメラが禁止されている訳ではない。日本では地方自治体の条例または拘束力のないガイドラインによって監視カメラの設置が容認されているし、多くの地方自治体は監視カメラの設置を奨励している。中国では地方性法規で監視カメラの設置が法的に義務づけられている。日本も中国も監視カメラの設置を認めるルールの中で監視カメラの設置に一定の限界を設けている。

### (1) 監視カメラとプライバシー権

監視カメラの設置を合法的に行う場合の最大の難問は監視カメラによる撮影が個人のプライバシーを侵害しないかという問題である。この問題に明確な法的解答が出なければ監視カメラの設置は本来許されなければならず。つまり、この論点は監視カメラを規制するルールの前提要件である。

まず、この問題に関する日本の現状を要約しよう。最高裁判所は1969（昭和44）年12月24日の大法廷判決<sup>(1)</sup>で「何人も、その承諾なしに、みだりにその容ぼう・姿態（以下「容ぼう等」という。）を撮影されない自由を有する」

と述べ、この自由を「肖像権」と名付けた。最高裁判所は憲法13条の趣旨から肖像権を導いている。肖像権がプライバシー権に含まれることは、Prosserのプライバシー侵害4類型の理論によって、当時の日本でも理解されていた<sup>(2)</sup>。しかし、この判決の趣旨は警察法に基づく警察官の写真撮影を規制するものであって、私人である民間の事業者等が他人の容貌を撮影することを規制するものではない。テレビのニュースや新聞記事で私人の容貌が報道されるが、肖像権の侵害について明確な要件が確立している訳ではない。また、自動速度監視装置による速度違反車両運転者及び同乗者の容貌の写真撮影について、最高裁判所は1986（昭和61）年2月14日の判決で、前記の判決を引用しながら次のように判断している。「現に犯罪が行われている場合になされ、犯罪の性質、態様からいつて緊急に証拠保全をする必要性があり、その方法も一般的に許容される限度を超えない相当なものであるから、憲法一三条に違反せず、また、右写真撮影の際、運転者の近くにいるため除外できない状況にある同乗者の容ぼうを撮影することになっても、憲法一三条、二一条に違反しない」。この判決はスピード違反をした運転者だけではなく同乗者の容貌も裁判所の令状なしで撮影することを肖像権の侵害に該当しないと判断している。しかし、違法行為を行っていない者を無差別に撮影することを容認したという趣旨を、この判決から読み取ることはできないであろう。警察官によるビデオ撮影については、最高裁判所の2008（平成20）年4月15日の決定がある。この決定は「通常、人が他人から容ぼう等を観察されること自体は受忍せざるを得ない場所における」警察官による容貌のビデオ撮影を「捜査目的を達成するため、必要な範囲において、かつ、相当な方法によって行われた」適法なものと判断した。自宅から一歩外に出ると「人が他人から容ぼう等を観察されること自体は受忍せざるを得ない場所」であるが、「私人である疑いを持つ合理的な理由が存在してい

た」という事情に加え「犯人の特定のための重要な判断に必要」という事情がこのビデオ撮影を合法化する要件であった。したがって、商店街やマンションの出入り口等、人が多数往来する場に設置された監視カメラによる撮影に対して最高裁判所の判決や決定から法的根拠を与えることは困難である。だが、このような監視カメラによる撮影を明確に違法といえる根拠も存在しない。

日本に監視カメラを定着させているのは、監視カメラの設置に合法のお墨付きを与える実体的な規定ではなく、手続的コントロールという発想である。これは日本の法現象としては珍しいことであり、明確に自覚されているようには思えないが、正義の実現にとって手続的コントロールは実体的コントロールよりも重要である。警察庁の「警察が設置する街頭防犯カメラシステムに関する研究会」は2011年2月10日の第6回研究会で、「法的検討WGにおける検討事項」として「OECD8原則に則った適正な管理・運用ルールの策定」をとりあげ、「神奈川県警察街頭防犯カメラシステム運用要綱」が個人データの保護に関する1980年のOECD8原則に合致することを指摘している。OECD8原則は個人データの収集/保存/利用等の管理方法をデータ管理者に義務づける規定で、個人データの管理について手続的な統制を可能にする。OECD8原則はプライバシーを侵害しないための個人データ処理の在り方を定めた規定だと理解されているので、OECD8原則が規定する個人データの処理方法を実施すれば、個人データの処理が合法化される。監視カメラを規制する条例やガイドラインを貫く基本思想はOECD8原則である。また、監視カメラが収集する個人情報については「個人情報の保護に関する法律」をはじめ各種の個人情報保護法令が適用されるが、これらを貫く基本思想もOECD8原則である。監視カメラで撮影されることが基本的に個人情報の処理の問題であれば、個人情報の処理について最も適切な方法で

監視カメラの規制を行うことが望ましい。政治的圧力の影響を受けにくい独立行政機関が、OECD8原則を基本とした監視カメラの手続的コントロールの役割を担い、第三者的な立場で監視カメラの運用を監督し、監視カメラによる権利侵害の救済や監視カメラに対する苦情処理を行うことが望ましい。もちろん、司法的な救済が最終的に保障されていなければならない。監視カメラの設置と運用の適法性を判断するためには設置目的と設置環境が考慮されるが、これらは極めて多様であり、合法性の要件を立法で厳密に明確化することは困難である。監視カメラに対する法的規制が必要であるにせよ、合法性について概括的な要件しか立法できない以上、これに加えて手続的コントロールを確立することが必要である。

中国でも監視カメラとプライバシー権の関係は大きな問題である。中国ではプライバシーの訳語である「隱私」が1978年に中国社会科学院言語研究所辞典編集室編集の『現代漢語辞典』に登場し、1980年代末からプライバシー権の本格的な保護が議論されるようになった<sup>(3)</sup>。そして、2010年7月から施行されている「中華人民共和国侵权责任法《中华人民共和国侵权责任法》」の2条は保護されるべき民事上の権利としてプライバシー権を規定している<sup>(4)</sup>。中国では、監視カメラとプライバシー権の関係を考えるために、世界の監視カメラの2割を占めるといわれるイギリスの監視カメラ(CCTV)<sup>(5)</sup>や、アメリカの監視カメラ、そして2001(平成13)年3月に警視庁からの委託研究として発表された財団法人都市防犯研究センターの「コミュニティセキュリティカメラシステムに関する調査研究報告書」等が研究されている。プライバシー権に関するアメリカの学説や判例も中国では詳細に研究されている<sup>(6)</sup>。

## (2) 日本の監視カメラ規制の特徴

日中の監視カメラに対する規定を概括的に比較しよう。法令では監視カメラとはいわず防犯

カメラという用語が使われているので、法令の説明では防犯カメラという用語を用いる。

日本の場合、監視カメラの規制方式は三つに大別することができるが、いずれも「犯罪の予防」又は「犯罪の防止」を目的としている。

### (A) 監視カメラ奨励型

「東京都安全・安心まちづくり条例」は、防犯カメラを直接規定していないが、この条例に基づいて作られた「指針」によって警察署長が管轄区域において共同住宅、自動車駐車場、自転車駐車場、繁華街への防犯カメラの設置を行政指導できるようにしている。この条例は、防犯カメラを設置することが望ましい場所を例示して設置の行政指導に根拠を与えるものであり、設置を抑制しようとするものではない。当初はプライバシー保護にも関心がなかったが、「住宅における犯罪の防止に関する指針」が改訂されてプライバシーに多少の配慮をしている。この限度で防犯カメラが規制されているといえるが、この条例や指針の狙いは防犯カメラの奨励である。「大阪府安全なまちづくり条例」もこの類型に入る。

### (B) 条例による規制型

東京都杉並区の「防犯カメラの設置及び利用に関する条例」は、防犯カメラを設置しようとする者に対して、この条例の施行規則に基づき「防犯対象区域その他の防犯カメラの設置及び利用に関する基準を定め、これを区長に届け出なければならない」と規定している。この条例は、防犯カメラの設置を抑制するものではなく、防犯カメラの設置を区民に明らかにする一方で管理と運用に手続的な統制を導入している。また、監視カメラの設置について区長への苦情の申し立てが区民に保障されている。この苦情申立制度は監視カメラに対する最も現実的な民主的統制手段である。

### (C) ガイドラインによる行政指導型

「京都府犯罪のない安心・安全なまちづくり条例」は条文の内容や形式が東京都の安全安心条例に類似しているが、「防犯カメラの管理・

運用に関するガイドライン」を作ることにより、実質的には杉並区以上に防犯カメラの管理と運用に手続的統制を実現している。このガイドラインでも苦情申立制度が保障されている。ガイドラインは条例の施行規則ではなく法的拘束力がないが、行政指導の根拠になっている。

### (3) 中国の監視カメラ規制の特徴

後掲の二つの地方性法規を日本の条例と対比させながら紹介しよう。中国の地方性法規でも監視カメラという用語は使われていない。北京市は「北京市公共安全画像情報システム」と呼び、遼寧省は「公共安全ビデオ画像情報システム」と呼んでいる。

#### (A) 監視カメラの設置目的

北京市は「公共の安全」と「社会の治安秩序」の保障、これに加えて遼寧省は「人格」と「財産の安全」の保障が地方性法規の目的である。日本では防犯が設置目的だが、中国では設置目的が広い。

また、中国では監視カメラに規範を設けることを地方性法規の目的にしている。この目的は日本の規制ではあまり意識されていない。

#### (B) 監視カメラの設置と報告

中国では地方性法規で監視カメラの設置と報告が義務づけられ、違反者には行政罰が課されている。日本の条例やガイドラインは監視カメラの設置を義務づけないが容認している。監視カメラの設置や運用は行政指導によって勧められ、実際の設置や運用は設置者の自主規制に委ねられている。

#### (C) 監視カメラの設置場所

中国の地方性法規は監視カメラを設置すべき場所を詳細に指定している。遼寧省では監視カメラを設置すべきでない場所も地方性法規で詳細に指定している。日本の監視カメラ規制では、条例もガイドラインも監視カメラを設置すべきでない場所を指定していないが、この点は中国を見習うべきであろう。OECD8原則の附属文書によると、OECD8原則が収集すべきでない

個人データを指定していないのは、この指定をデータ管理者に委ねたからである。委ねられたこの権限の行使について日本ではあまり議論されていないが、日本でも監視カメラを設置すべきでない場所について真剣に議論すべきではないだろうか。

#### (D) プライバシーへの配慮

中国では、プライバシー侵害を明文で禁止し、プライバシーに関わる画像情報に対して「秘密保護措置」を講じることを義務づけている。日本もこの点は基本的に同じであるが、法令上の強制力は中国の方が強いように思われる。

#### (E) 監視カメラの影像管理

上記の「秘密保護措置」を講じる場合、日本ではOECD8原則を意識して画像情報の管理方法を厳格化することが優先される。中国では、データ管理者の責任が罰則で担保されるが、影像の客体である住民（データ主体）が画像情報の処理に関与する手続的統制が全く考慮されていない。代わりに、監視カメラシステムの安全運行を保障するために職務担当者の育成訓練が重視されている。

#### (F) 当局による画像情報の独占

北京市では政府が監視カメラを設置した区域に他の事業者が監視カメラを設置することが禁止されている。これはプライバシーを保護しているようにも見えるが、特定の区域における画像情報の政府による独占を意味し、かかる画像情報は国家秘密になる。

#### (G) 監視カメラの責任者

中国では監視カメラの設置者だけでなく、監視カメラを設置した事業者で画像情報の処理に直接の責任を負う者、重要な責任を負う者が地方性法規に違反すると行政罰を課され、犯罪に該当すると刑事責任を追及される。

#### (H) 苦情処理

日本では監視カメラの設置について住民が苦情を申し立てる仕組みが条例やガイドラインで規定されている場合があるが、中国ではこのような制度が規定されていない。日本では監視カ

メラの設置が基本的には国民の任意に委ねられているので、監視カメラの規制は自主規制である。この意味で、監視カメラによるプライバシー侵害を防止するのは国民の自主的なコントロールであり、苦情処理制度は民意による監視カメラの規制に不可欠である。しかし、中国の地方性法規にはプライバシー侵害を民意で抑制するという思想がなく、国家の責任においてプライバシー侵害を防止するという思想が地方性法規を貫徹している。中国の地方性法規に苦情処理制度が存在しないのは、このためだと思われる。

### 3 北京市の監視カメラ規制と遼寧省の監視カメラ規制

#### (1) はじめに

監視カメラによって社会の公共安全係数を高めることができるが、それによって発生する弊害を軽視してはならない。近年、デパートの試着室、バーのボックス、ホテルの部屋、さらには公衆トイレ等で、監視カメラの利用が誘発するトラブルがたびたび発生している。どの場所を監視するべきであるか、誰が監視するべきであるか、被監視者の権利をどのように法的に規律するべきかが問われている。被監視者はどのようにすればいつどこで監視されているかを知ることができるのだろうか。監視カメラがどこにでも設置されて監視している状況で、特に、市民がいくつもの監視カメラを事業者が無断で設置したことに直面する時、市民は自分の生活を監視される状態を感じて、不安になってしまう。監視カメラを増やすことと市民のプライバシー保護を重視することは矛盾する。

#### (2) 《北京市公共安全画像情報システム管理方法》

##### (A) 概要

中国でも、一部の地区は公共の場所でのプライバシーを重視している。例えば、北京市は

2006年に《北京市公共安全画像情報システム管理方法》（以下《北京市管理方法》）を制定している。《北京市管理方法》は公共の場所を監視する装置の管理に関する一つの代表的で典型的な地方性法規である。《北京市管理方法》は全27条で、画像情報システムに関する管理の基本原則、システムの構築、利用、保護、管理等を規定している。また、《北京市管理方法》は政府および関連する管理部門と社会事業体に対して画像情報システムの構築と管理責任等を規定している。《北京市管理方法》は、①公共の場所に無断で画像情報システムを設置すること、②このシステムを規格と標準によらずに構築すること、③画像情報システムの安全運行を保障する管理措置を実施しないこと、④健全な画像情報の管理制度を実施しないこと、および⑤突発性公共事件が発生した後画像情報を提供しないことに対して、行政罰を定めている。ここにいう突発性公共事件は、国務院が2006年1月8日に公布した「国家突発公共事件総合緊急マニュアル」によると、自然災害、事故災難、公共衛生事件、及び社会安全事件である。同時に、《北京市管理方法》は政府の主管部門が作業担当者の違法な調査、違法な複製等に対して行政責任を追及する管理制度を定めている。

##### (B) 背景

北京市が《北京市管理方法》を公布する前には、北京市の画像情報の管理システムには次のような問題が存在していた、といわれている。第一に、全市の重要な地区でも、画像情報を管理する必要がある場所でも、管理システムの構築が全く行われていなかった。これらの地区では治安維持と刑事事件の処理が容易にならなかった。事件を調査するために必要であったが、手がかかり、証拠としての監視カメラが撮影した画像は利用できなかった。第二に、多くの場所に監視カメラが設置されて監視カメラの数は多いが、各監視カメラの採用するシステムのソフトウェア言語、設備の構成、規格などが統一されていないため、各システムの技術は互換性が

弱く、撮影された画像を共有できなかつた。第三に、統一された管理制度がないため、事件が発生した後、画像を調査すると価値のある画像が残っていないことがよくあつた。第四に、北京市では無断で監視カメラを取り付ける例が多かつた<sup>(7)</sup>。《北京市管理方法》はこれらの問題を解決するために制定された。

### (3) 《遼寧省公共安全ビデオ画像情報システム管理方法》の概要

遼寧省は《遼寧省公共安全ビデオ画像情報システム管理方法》(以下、《遼寧省管理方法》)の制定に際して、《北京市管理方法》を参照したが、遼寧省の実情にそつて、制定した。この制定は、遼寧省の公共安全ビデオ画像情報システムの管理行為に基準を設けるためであり、公共の安全及び社会の治安秩序を守るためであり、公民、法人及びその他の組織の人格並びに財産の安全を保障するためであつた。

### (4) 北京市の監視カメラ規制と遼寧省の監視カメラ規制の比較

《北京市管理方法》と《遼寧省管理方法》の相異点は、次に掲げる内容である。

#### (A) タイトル

《北京市管理方法》のフルタイトルは《北京市公共安全画像情報システム管理方法》であり、《遼寧省管理方法》のフルタイトルは《遼寧省公共安全ビデオ画像情報システム管理方法》である。タイトルだけを比べると、遼寧省の管理方法で規制される情報システムは、画像情報だけではなく、ビデオ情報も含んでいる。しかし、《北京市管理方法》は第三条で、《遼寧省管理方法》は第二条で、法令名にあるシステムがビデオシステムであることを明記している。

#### (B) 施行時期

《北京市管理方法》は2007年4月1日から施行されている。この《管理方法》は中国の公共安全画像情報システムに対する最初の規制と言われている。《遼寧省管理方法》は2008年1月

1日から施行されている。これは《北京市管理方法》の趣旨を参照しながら、制定された。

#### (C) 《管理方法》を制定した目的

《北京市管理方法》第一条は、①北京市公共安全画像情報システムの構築及び管理に基準を設けるため、②突発性公共事件に対する予防能力及び処理能力を高めるため、③公共の安全を保障するため、④公民の合法的な権益を保護するため、と制定目的を定めている。一方、《遼寧省管理方法》第一条は、制定目的を、①公共安全ビデオ画像情報システムの管理行為に基準を設けるため、②公共の安全及び社会の治安秩序を守るため、③公民、法人及びその他の組織の人格並びに財産の安全を保障するためと規定し、関連する法律、法規に基づいて、遼寧省の実情にそつて、制定されている。

#### (D) 《管理方法》を適用する範囲

《北京市管理方法》は北京市行政区域内の公共安全画像情報システムの構築及び管理に適用すると定めている。《遼寧省管理方法》は遼寧省行政区域内の公共安全ビデオ画像情報システムの構築、利用及び監督に適用される。

#### (E) 画像情報システムを設置する場所

##### (a) 設置すべき場所

《北京市管理方法》と《遼寧省管理方法》を比較すると、いろいろな相異点がある。《北京市管理方法》の場合、第五条で、党政府機関、国家機関の所在地、サービス部門、レストラン、幼稚園、体育の試合を行う施設、競技場、団地、都市の河川、湖、及びその他の重要な治水事業等の都市の基盤施設等が、画像情報システムを設置しなければならない場所として、明文で規定されている。

一方、上記に挙げる場所は《遼寧省管理方法》には規定されていない。《遼寧省管理方法》第六条は画像情報システムを設置しなければならない場所を規定しているが、この中で展覧館、港湾、及び大規模橋梁、トンネル等の重要な交通施設、観光地、大規模なエネルギー動力施設が規定されている。以上に挙げる場所は《北京

市管理方法》には規定されていない。

### (b) 設置できない場所

設置できない場所について、《北京市管理方法》は具体的な規制をしていない。一方、《遼寧省管理方法》では、第九条が、ホテルの客室、公衆浴場、更衣室、トイレ、学生、職員宿舍等、公民個人のプライバシーに関わる場所及び区域に、公共安全ビデオ画像情報システムを設置することを禁止している。この条項は、監視カメラを設置できない場所を明文で定めた最初の規定であり、現在の中国において監視社会におけるプライバシー保護の規定として尊重されている。《遼寧省管理方法》は公民個人のプライバシーを守るために、公共安全ビデオ画像情報システムを設置できない場所を明文で規制している。一方、法律で禁止されていないことはできることという法原則に基づいて考察し、公民個人のプライバシーに関わる場所及び区域に、公共安全ビデオ画像情報システムを設置することは違法にならないと主張する学説がある。したがって、設置できない場所を明文で規定しなければ、公民のプライバシーが侵害されやすいと言える<sup>(8)</sup>。

### (F) 構築及び管理の費用

監視カメラの構築及び管理の費用について、《北京市管理方法》は規定していない。《遼寧省管理方法》の第七条は、市、県人民政府及び他の関連部門は、都市の主要道路、重要な交差点、及び広場に公共安全ビデオ画像情報システムを構築する責任を負い、その他の事業者及び個人は当該区域に公共安全ビデオ画像情報システムを構築してはならない、と定めている。市、県人民政府はこの公共安全ビデオ画像情報システムの構築を都市基本建設計画に入れ、構築及び管理費用は省の財政予算に組み入れなければならない。

### (G) ビデオシステムを変更する場合

《遼寧省管理方法》第十二条には、ビデオシステムを変更する場合、変更作業を始めて3日以内に、ビデオシステムの使用開始を報告した

公安機関へ報告しなければならないという規定がある。《北京市管理方法》はこのような規制をしていない。

### (H) 保存期間

《北京市管理方法》第十三条第三項は、規定に基づき期限を定めて画像情報を保存すると規定している。しかし、保存期間は具体的に規定されていない。

一方、保存期間について《遼寧省管理方法》は詳しく規定している。遼寧省では、《遼寧省管理方法》第十四条の七項により、法律、法規、及び他の規定に定めるときを除き、画像データは15日以上適切に保存され、重要な価値をもつ画像データは1年間保存されている。《遼寧省管理方法》は保存期間について詳しく規定しているということが注目されているが、保存期間の是非を検討すべきであると主張する学説がある。公共安全ビデオ画像情報システムの情報の保存期間について、柔軟な方針が必要であると指摘されている。保存期間が長すぎる場合、システムを管理するコストが高くなり、保存期間が短すぎる場合、監視という効果が達成できない。場所に応じて、撮影された映像の保存期間を決めるべきだと主張されている<sup>(9)</sup>。

### (I) 公共安全ビデオ画像情報システムの正常な利用に影響を与える行為

《北京市管理方法》第十二条第四号は公共安全画像情報システムの用途及び撮影設備の位置を無断で変更させないことを規定している。また、同第十四条は、規定に基づき期間を定めて画像情報を保存し、画像情報の原始データ記録を無断で改ざん又は破壊させないこと、画像情報を監察する作業と関係のない職務担当者は監察場所に無断で入ってはならないこと、保存された画像情報は本方法の規定に基づいて利用する場合を除き、何人も無断で調査し、複製し、提供し、又は伝播させてはならないことが規定されている。

《遼寧省管理方法》は第十五条でいかなる事業者及び個人も次に掲げる行為をしてはならな

いと規定している。①公共安全ビデオ画像情報システムの施設及び設備を窃取又は損傷すること。②政府の関連部門が公共安全ビデオ画像情報システムの施設、設備及び画像情報を法に基づいて使用することを拒絶又は阻害すること。③保存期間内の画像情報の原始記録を無断で改ざんし、故意に隠匿又は破棄すること。④公共安全ビデオ画像情報データを売買、散布、又は違法使用すること。⑤公共安全ビデオ画像情報システムの用途を無断で変更すること。⑥公共安全ビデオ画像情報システムの正常な使用に影響を与えるその他の行為。

#### (J) 奨励制度

《北京市管理方法》は監視カメラを用いた情報提供による顕著な貢献に対して奨励制度を規定していない。一方、《遼寧省管理方法》第十九条は、公共安全ビデオ画像情報システムを使用する事業体は、重大な刑事事件又は治安事件を解決するために、重要な証拠及び手がかりを提供するか、又はその他の顕著な貢献があるとき、関連部門は事業体及び関係職員に顕彰又は奨励を与えなければならない、と規定している。中国の監視カメラに関する条例にこのような奨励制度を最初に規定したのは遼寧省である。

#### (K) 過料について

北京市の過料の金額は遼寧省よりも重い。

### (5) 最後に

中国の公共の場所に監視カメラの設置を認める法令には、全国を一律に規制できるものが存在しない。監視カメラを規制する法令が存在しない行政区が存在する。そのような行政区では、誰でもどこでも監視カメラを取り付けることができると思われる。したがって、公民のプライバシー権を侵害しやすいと言える。中国でもプライバシーに関する規定が法律にも地方性法規にも多数存在するが、公共の場所のプライバシーの概念とその適用範囲は法的には依然として不明確である。

## 注

- (1) 本稿で引用する判決はすべて LEX/DB を利用した。
- (2) 伊藤正己『プライバシーの権利』(岩波書店、1963年)。
- (3) 張志強「第13章 中国における隱私權保護の現状と展望」堀部政男編『情報公開・プライバシーの比較法』353頁以下(日本評論社、1996年)。
- (4) 魏倩「中国における労働者のプライバシーについての法律研究—雇用におけるモニター・監視を中心に」人文社会科学研究所第20号156頁(2010年)は、「本法第2条により、プライバシー権は侵権責任法において保護される民事権利の一つとして、初めて明確に確立された。プライバシー権の概念および内包などはまだ明らかに画定されていない」と指摘している。
- (5) イギリスでは独立行政機関である情報コミッショナー事務局 (Information Commissioner's Office) が「監視カメラ実施準則 2008年改訂版 (CCTV code of practice Revised edition 2008)」を制定している。これは、2000年に制定されたガイドラインの改訂版で、改定前と同様に、監視カメラの運用に健全な実施基準 (good practice standards) が採用されることにより監視カメラの合法性が維持され、国民の信頼が助長されることを目指して、制定されている。
- (6) 余凌云, 王洪芳, 秦晴 主編『摄像头下的隱急私権』97頁以下(中国人民公安大学出版社、2008年)。
- (7) 潘嘉「依法建设管理图像信息系统保障首都公共安全——解读《北京市公共安全图像信息系统管理办法》」北京《法制建设》、2007年第1期 (<<http://www.chinaeclaw.com/News/2008-05-04/12582.html>>)



省	海南省社会公共安全技術防備作業管理暫定規定 <a href="http://www.hainan.gov.cn/code/V3/znm1_read.php?GID=9&amp;ClassID3=&amp;ID=704">http://www.hainan.gov.cn/code/V3/znm1_read.php?GID=9&amp;ClassID3=&amp;ID=704</a>	海南省	2007年8月3日
	湖北省公共安全技術防備管理方法 <a href="http://www.hbgat.gov.cn/structure/zwgk/flfg/dffg/dffgz_3460_1.htm">http://www.hbgat.gov.cn/structure/zwgk/flfg/dffg/dffgz_3460_1.htm</a>	湖北省	2007年11月28日
	雲南省公共安全技術防備管理方法 <a href="http://zt.xxgk.yn.gov.cn/Canton_Model8/newsview.aspx?id=721380">http://zt.xxgk.yn.gov.cn/Canton_Model8/newsview.aspx?id=721380</a>	雲南省	2007年12月1日
	遼寧省公共安全ビデオ画像情報システム管理方法 <a href="http://www.gov.cn/ziliao/flfg/2007-11/20/content_810195.htm">http://www.gov.cn/ziliao/flfg/2007-11/20/content_810195.htm</a>	遼寧省	2008年1月1日
	大同市公共安全ビデオ画像情報システム管理方法 <a href="http://www.chinalaw.gov.cn/article/fgkd/xfg/dfzfgz/200807/20080700014603.shtml">http://www.chinalaw.gov.cn/article/fgkd/xfg/dfzfgz/200807/20080700014603.shtml</a>	山西省 大同市	2008年3月1日
	ハルビン市公共安全技術防備管理方法 <a href="http://www.chinalaw.gov.cn/article/fgkd/xfg/dfzfgz/200808/20080800022042.shtml">http://www.chinalaw.gov.cn/article/fgkd/xfg/dfzfgz/200808/20080800022042.shtml</a>	黒竜江省 ハルビン市	2008年7月10日
	遼寧省公共安全ビデオ画像情報システム管理方法施行細則 <a href="http://bsdt.lysgaj.gov.cn/shownews.asp?id=5&amp;style=jfgl">http://bsdt.lysgaj.gov.cn/shownews.asp?id=5&amp;style=jfgl</a>	遼寧省 遼陽市	2009年3月27日
	広東省公共安全ビデオ画像情報システム管理方法 <a href="http://www.chinacourt.org/flwk/show.php?file_id=136526">http://www.chinacourt.org/flwk/show.php?file_id=136526</a>	広東省	2009年4月1日
	青島市公共安全ビデオ画像情報システム管理方法 <a href="http://www.qda.gov.cn/ReadXml/Fore_News_Detail.aspx?id=73350014101010020100001">http://www.qda.gov.cn/ReadXml/Fore_News_Detail.aspx?id=73350014101010020100001</a>	山東省 青島市	2010年3月1日
	瓦房店市公共安全ビデオ画像情報システム構築及び管理方法 <a href="http://www.dlwf.gov.cn/2010/0528/1071.html">http://www.dlwf.gov.cn/2010/0528/1071.html</a>	遼寧省 瓦房店市	2010年5月28日
	太原市公共安全ビデオ画像情報システム管理方法 <a href="http://wenku.baidu.com/view/685903966bec0975f465e21a.html">http://wenku.baidu.com/view/685903966bec0975f465e21a.html</a>	山西省 太原市	2010年10月1日
	貴州省公共安全ビデオ画像情報システム管理方法 <a href="http://www.gzzb.gov.cn/gb/ShowArticle.asp?ArticleID=49099">http://www.gzzb.gov.cn/gb/ShowArticle.asp?ArticleID=49099</a>	貴州省	2010年12月1日
	甘肅省公共安全ビデオ画像情報システム管理方法 <a href="http://www.gansu.gov.cn/ZfgbZxwjQw.asp?ID=1620">http://www.gansu.gov.cn/ZfgbZxwjQw.asp?ID=1620</a>	甘肅省	2011年5月1日
	陝西省公共安全画像情報システム管理方法 <a href="http://www.shaanxi.gov.cn/0/1/6/21/237/104801.htm">http://www.shaanxi.gov.cn/0/1/6/21/237/104801.htm</a>	陝西省	2011年8月1日
	長沙市公共安全ビデオ画像情報システム管理方法 <a href="http://www.changsha.gov.cn/xxgk/szfxgkml/tzgg/201112/t20111219_294257.html">http://www.changsha.gov.cn/xxgk/szfxgkml/tzgg/201112/t20111219_294257.html</a>	湖南省 長沙市	2012年1月10日
自治区	広西チワン族自治区公共安全技術防備管理暫定規定 <a href="http://www.gx-law.gov.cn/news_show.asp?id=676">http://www.gx-law.gov.cn/news_show.asp?id=676</a>	広西チワン族自治区	2000年2月1日
	内モンゴル自治区社会公共安全技術防備管理方法 <a href="http://www.chinalaw.gov.cn/article/fgkd/xfg/dfxfg/200708/20070800038398.shtml">http://www.chinalaw.gov.cn/article/fgkd/xfg/dfxfg/200708/20070800038398.shtml</a>	内モンゴル自治区	2007年7月1日
	新疆ウイグル自治区社会公共安全技術防備管理暫定規定 <a href="http://www.aks.gov.cn/?thread-26979-1.html">http://www.aks.gov.cn/?thread-26979-1.html</a>	新疆ウイグル自治区	2010年12月13日

注：1. この一覧表は施行日の前後に従って、順番に並べている。

2. この一覧表は2012年1月13日現在で確認できた中国の監視カメラに関する法令一覧である。

3. この一覧表は中国の大手検索ネット「百度」で検索した情報に従って、各地方政府のホームページにアクセスして作成したものである。

4. 典拠となる各 URL は基本的に地方政府のホームページのものであるが、地方政府のホームページで法令を確認できない場合は法令が記載されている URL を掲載した。

- (8) 余凌云, 王洪芳, 秦晴 主编『摄像头下的隐私权』17頁(中国人民公安大学出版社、2008年)。また、中華人民共和国憲法33条は、1項で「およそ中華人民共和国の国籍を有する人はすべて中華人民共和国国民である」と規定し、4項で「いかなる公民も憲法及び法律が規定する権利を享有し、しかも憲法及び法律が規定する義務を必ず履行しなければならない」と規定している。
- (9) 余凌云, 王洪芳, 秦晴 主编『摄像头下的隐私权』20～21頁(中国人民公安大学出版社、2008年)。

## 〈翻訳1〉

### 北京市公共安全画像情報システム管理方法

北京市人民政府令 185号

《北京市公共安全画像情報システム管理方法》が既に2006年12月4日に北京市人民政府第57次常務会を通過したので、ここに公布し、2007年4月1日から施行する。

北京市長

2006年12月15日

#### 北京市公共安全画像情報システム管理方法

第一条 北京市公共安全画像情報システムの構築及び管理に規程を設けるため、突発する公共事件に対する予防能力及び処理能力を高めるため、公共の安全を保障するため、公民の合法的な權益を保護するため、本方法を定める。

第二条 本方法は北京市行政区域内の公共安全画像情報システムの構築及び管理に適用する。

第三条 本方法において、公共安全画像情報システムは、画像収集装置及びその他の関連装置を利用して公共の安全に関連する区域に向けて実施される情報を記録するビデオシステムを指

す。

第四条 北京市人民政府の関連部門及び区、並びに県人民政府は、本業種、本システム、及び本地区公共安全画像情報システムの設置を組織化して実施し、かつ、公共安全画像情報システムの使用及び維持等の面を監督管理する業務に最善を尽くすことに協力する。

市、区、及び県の公安機関は公共安全画像情報システムの構築、使用、維持を日常的に監督し管理する業務に責任を負う。

第五条 次に掲げる事業体及び区域に、公共安全画像情報システムを設置しなければならない。

- (一) 党政府機関、国家機関の所在地、ラジオ放送局、テレビ放送局、電気通信、郵政、金融、サービス部門、博物館、公文書館、重要文化財保護機関、危険物品を生産、販売、保管する場所等の重要な事業体。
- (二) ホテル、レストラン、デパート、病院、学校、幼稚園、文化娯楽施設、体育の試合を行う施設、競技場、団地、駐車場等の人が集合する公共の場所。
- (三) 主要道路、区間の道路及び重要な交差点、地下通路、歩道橋、空港、駅、地下鉄の車両及び地下鉄の駅、バス等の重要な交通中枢等。
- (四) 都市の上下水道、電力、ガス、熱エネルギー施設、都市の河川、湖、及びその他の重要な治水事業等の重要な都市基盤施設。
- (五) 国家の法律及び法規が規定するその他の場所及び区域。

公共安全画像情報システムを構築する市の主管部門は、公共安全画像情報システムを設置しなければならないその他の区域を必要に基づいて確定することができ、北京市人民政府に報告して許可を受けなければならない。

第六条 事業者は本方法の規定に基づいて公共安全画像情報システムを自ら構築するが、政府の統一された規制及び要求に一致しなければならないが、当該事業者の範囲外にある公共区域で画像情報を収集してはならない。

第七条 道路、広場等、公共の場所への公共安全画像情報システムの構築に政府が責任を負うとき、他の事業者及び個人は当該区域に公共安全画像情報システムを設置してはならない。

第八条 公共安全画像情報システムの構築は国家及び市の技術規範及び技術標準に一致しなければならない。

北京市品質技術監督主幹部部門、情報化主幹部部門及び公安機関は北京市公共安全画像情報システムの技術規範及び技術標準を共同で制定し、公共安全画像情報システムは収集、録画、伝送等の機能を備えなければならない。

第九条 公共安全画像情報システムを設置しても、公民個人のプライバシーを侵害してはならない。公民個人のプライバシーに関わる画像情報に対して、秘密保護措置を講じなければならない。

国家秘密及び商業秘密に関連する公共安全画像情報システムの構築は、国家が関係する規定に基づいて実施する。

第十条 新築、改築、及び増築の建設プロジェクトには公共安全画像情報システムを設置しなければならないが、公共安全画像情報システムはこのプロジェクトにおいて主要な工事と歩調を合わせて計画され、構築され、かつ同時に利用されなければならない。

第十一条 公共安全画像情報システムを使用する事業者は、システムの構築が完成して規格に合い査収した日から 30 日以内に、公共安全画像情報システムの構築状況を防衛管轄関係に基

づいて、市、区、又は県公安機関へ記録のため報告しなければならない。防衛管轄関係がないとき、当該事業者所在地の区又は県公安機関へ記録のため報告しなければならない。

本方法の施行前に完成した公共安全画像情報システムを使用する事業者は、本方法の施行日から 30 日以内に、公共安全画像情報システムの構築状況を前項の規定に基づいて、公安機関へ記録のため報告しなければならない。

第十二条 公共安全画像情報システムを使用する事業者は、公共安全画像情報システムの安全運行を保障するため、次に掲げる措置を実施しなければならない。

- (一) 公共安全画像情報システムと密接に接触する職務担当者に対して職務技能及び秘密保持の育成訓練をすること。
- (二) 安全検査、運行維持、応急処理等の制度を確立すること。
- (三) 画像情報の画面が明瞭であることを維持し、システムの正常な運行を保障すること。
- (四) 公共安全画像情報システムの用途及び撮影設備の位置を無断で変更させないこと。

使用事業者が安全画像情報システムの運営、維持、管理を他の事業者に委託するとき、両当事者はシステムの安全な運行の責任を明確に保証しなければならない。

第十三条 公共安全画像情報システムを使用する事業者は、健全な画像情報安全管理制度を制定し、次に掲げる規定を遵守しなければならない。

- (一) 当番監察制度を制定し、公共の安全に関連する疑わしい情報を発見次第、速やかに公安機関に報告すること。
- (二) 画像情報を使用する登録制度を制定して、画像情報を録画する職務担当者、調査時間、調査用途等の事項を登記す

ること。

- (三) 規定に基づき期限を定めて画像情報を保存し、保存期間内の画像情報の原始データ記録を無断で改ざん又は破壊させないこと。

第十四条 画像情報を監察する責任を負う作業担当者は、各々の画像情報安全管理制度を遵守し、職務を堅守し、機械設備を大切にし、秘密を守らなければならない。

画像情報を監察する作業と関係のない職務担当者は監察場所に無断で入ってはならない。保存された画像情報は本方法の規定に基づいて使用する場合を除き、何人も無断で調査し、複製し、提供し、又は伝播させてはならない。

第十五条 公共の場所に公共安全画像情報システムを設置するとき、設置を表示しなければならない。

第十六条 社会治安、自然災害、災難事故、公衆衛生等、突発性公共事件が発生するとき、突発性公共事件の調査権及び処理権をもつ政府関係主管部門は画像情報を観察、調査、複製する権限をもち、関係機関は協力しなければならない。

第十七条 政府関連主管部門の作業担当者は画像情報を観察、調査、複製する時、次に掲げる規定を遵守しなければならない。

- (一) 作業担当者は二人以上。  
(二) 作業証明書及び証明書類を提示すること。  
(三) 画像情報を観察、調査、複製する状況を記録簿に記入すること。  
(四) 画像情報の使用及び秘密保持制度を遵守し、画像情報を無断で提供及び伝播してはならず、国家秘密、商業秘密、及び公民個人のプライバシーに関わる画像情報に対して秘密を保持するこ

と。

第十八条 公安機関は公共安全画像情報システムの日常的利用及び維持状況を監督検査しなければならない。問題を発見すると関連する事業体に速やかな整理改善を督促しなければならない。必要に応じて、品質技術監督主幹部門及び情報化主管部門は技術の検査・測定等の面で協力しなければならない。

第十九条 本方法の規定に違反して、公共安全画像情報システムを構築しなければならないのに構築しないか、又は構築の規範及び規準を満たさないとき、公安機関は期限を定めて整理改善責任を遂行するように命じ、かつ、警告を与える。期限を過ぎても整理改善が行われぬか又は整理改善が不合格のとき、当該事業体を1万元以上3万元以下の過料に処し、事業体の重要な責任者及び直接の責任を負う職務担当者を各々500元以上1000元以下の過料に処する。

第二十条 本方法六条の規定に違反して、事業体が公共安全画像情報システムを設置して当該事業体の範囲外にある公共区域の画像情報を無断で収集するとき、公安機関は是正責任の遂行を命じ、かつ、当該事業体を1万元以上3万元以下の過料に処し、事業体の重要な責任者及び直接の責任を負う職務担当者を各々500元以上1000元以下の過料に処する。

第二十一条 本方法七条の規定に違反して、無断で公共の場所に公共安全画像情報システムを設置するとき、公安機関は撤去責任の遂行を命じる。事業体が設置するとき、当該事業体を1万元以上3万元以下の過料に処し、事業体の重要な責任者及び直接の責任を負う職務担当者を各々500元以上1000元以下の過料に処する。個人が設置するとき、当該個人を500元以上1000元以下の過料に処する。

第二十二條 本方法第十一条の規定に違反して、公安機関へ報告して記録を残す制度を遵守しないとき、公安機関は是正責任の遂行を命じ、かつ、当該事業体を 1000 元以上 1 万元以下の過料に処し、事業体の重要な責任者及び直接の責任を負う職務担当者を各々 500 元以下の過料に処する。

第二十三條 本方法第十二条の規定に違反して、画像情報システムの運行安全管理措置を実施せず、システムの安全運行に支障を与えるとき、公安機関は期限を定めて整理改善責任を遂行するように命じ、かつ、当該事業体を 1000 元以上 1 万元以下の過料に処し、事業体の重要な責任者及び直接の責任を負う職務担当者を各々 500 元以下の過料に処することができる。期限を過ぎても整理改善が行われぬか又は整理改善が不合格のとき、当該事業体を 1 万元以上 3 万元以下の過料に処し、事業体の重要な責任者及び直接の責任を負う職務担当者を各々 500 元以上 1000 元以下の過料に処する。

第二十四條 本方法第十三条及び第十四条の規定に違反して、画像情報安全管理制度を制定せず、整備せず、又はこれに違反するとき、及び無断で画像情報を調査し、複製し、提供し、又は伝播するとき、公安機関は当該事業体を 1 万元以上 3 万元以下の過料に処し、事業体の重要な責任者及び直接の責任を負う職務担当者を各々 500 元以上 1000 元以下の過料に処する。治安管理行為違反に該当するとき、公安機関は法に基づいて処罰する。犯罪に該当するとき、法に基づいて刑事責任を追及する。

第二十五條 本方法第十六条の規定に違反して、画像情報の提供を拒否するとき、公安機関は当該事業体を 1 万元以上 3 万元以下の過料に処し、事業体の重要な責任者及び直接の責任を負う職務担当者を各々 500 元以上 1000 元以下の過料に処する。治安管理行為違反に該当する

とき、公安機関は法に基づいて処罰する。犯罪に該当するとき、法に基づいて刑事責任を追及する。

第二十六條 本方法第十七条の規定に違反して、政府関係主管部門の作業担当者が画像情報を観察、調査、複製する時に関連する管理制度に違反すると、主幹部はその行政責任を追及する。犯罪に該当するとき、法に基づいて刑事責任を追及する。

第二十七條 本方法は 2007 年 4 月 1 日から施行する。

## 〈翻訳 2〉

### 遼寧省公共安全ビデオ画像情報システム管理方法

以下の翻訳において、《北京市管理方法》と比較しながら読んでいただく便宜をはかるために、《北京市管理方法》の関連条項を（関連条項：北京第〇条）の形式で適宜挿入した。もちろん、このような表記は《遼寧省管理方法》に存在しない。

《遼寧省公共安全ビデオ画像情報システム管理方法》が既に 2007 年 10 月 7 日に遼寧省第 10 回人民政府第 74 次常務会を通過したので、ここに公布し、2008 年 1 月 1 日から施行する。

省 長 張文岳  
2007 年 10 月 26 日

### 遼寧省公共安全ビデオ画像情報システム管理方法

第一条 公共安全ビデオ画像情報システムの管理行為に規準を設けるため、公共の安全及び社会の治安秩序を守るため、公民、法人及びその他の組織の人格並びに財産の安全を保障するた

め、関連する法律、法規に基づいて、我が省の実情に照らして、この方法を制定する。

(関連条項：北京第一条)

第二条 本方法において、公共安全ビデオ画像情報システムは、ビデオ収集装置及びその他の関連装置を利用して公共の安全に関連する場所及び地域に向けて実施される情報を記録するビデオシステムを指す。

(関連条項：北京第三条)

第三条 本方法は遼寧省行政区域内の公共安全ビデオ画像情報システムの構築、使用及び監督に適用する。

(関連条項：北京第二条)

第四条 公共安全ビデオ画像情報システムの構築、利用及び監督は、全体の計画、資源の統合、ローカルな管理、合法的利用の原則に従わなければならない。

第五条 省、市、県（県級市及び区を含む。以下同じ。）の公安機関は本行政区域内の公共安全ビデオ画像情報システムを構築、使用、及び監督する責任を負う。情報産業、建設、交通、文化、品質技術監督、電力等の部門及び事業体は、各自の職責の範囲内で、公共安全ビデオ画像情報システムの管理に関連する業務に最善を尽くす。

(関連条項：北京第四条)

国家安全の必要により法律に基づいて構築されるビデオ画像情報システムは、国家安全機関が管理の責任を負う。

第六条 次に掲げる公共の安全に関連する場所及び区域に、公共安全ビデオ画像情報システムを設置しなければならない。

- (一) ラジオ放送局、テレビ放送局、電気通信、郵政、金融機関、博物館、公文書館、展覧館、重要文化財保護機関、危険物

品を生産、販売、保管する場所等の重要な事業体。

- (二) 空港、港湾、駅、及び大規模橋梁、トンネル等の重要な交通施設。
- (三) デパート、ホテル、学校、病院、公園、文化娯楽施設、観光地、駐車場等の人が集合する公共の場所。
- (四) 大規模なエネルギー動力施設、水利施設及び都市の水、電気、ガス、熱供給施設。
- (五) 都市の幹線道路、重要な交差点、及び広場。
- (六) 法律及び法規が規定するその他の場所及び区域。

市、県人民政府及び省政府の関連部門は、実際の状況に基づいて、公共安全ビデオ画像情報システムを設置しなければならないその他の場所及び区域を確定することができる。

(関連条項：北京第五条)

第七条 市、県人民政府及び他の関連部門は、都市の主要道路、重要な交差点、及び広場に公共安全ビデオ画像情報システムを構築する責任を負い、その他の事業体及び個人は当該区域に公共安全ビデオ画像情報システムを構築してはならない。(関連条項：北京第七条)

市、県人民政府は前項に規定する公共安全ビデオ画像情報システムの構築を都市基本建設計画に組み入れなければならないが、構築及び管理費用は省の財政予算に組み入れなければならない。

第八条 公共安全ビデオ画像情報システムを構築しても、公民個人のプライバシーを侵害してはならない。公民個人のプライバシーに関わる画像情報に対して、秘密保護措置を講じなければならない。

国家秘密及び商業秘密に関わる公共安全ビデオ画像情報システムの構築は、国家が関係する規定に基づいて実施されなければならない。

(関連条項：北京第九条)

第九条 ホテルの客室、公衆浴場、更衣室、トイレ、学生、職員宿舎等、公民個人のプライバシーに関わる場所及び区域に、公共安全ビデオ画像情報システムを設置することを禁止する。

第十条 公共安全ビデオ画像情報システムの構築は国家及び業種標準に一致しなければならない。(関連条項：北京第八条)

第十一条 新築、改築、及び増築の建設プロジェクトは公共安全ビデオ情報システムの構築と組み合わせる必要があり、公共安全ビデオ情報システムはこのプロジェクトにおいて主要な工事と同時に利用されなければならない。

第十二条 公共安全ビデオ画像情報システムを構築する事業者は、ビデオシステムの使用を始める日から30日以内に、公共安全ビデオ画像情報システムの所在地の県公安機関へ報告しなければならない。ビデオシステムを変更する場合、作業を始めて3日以内に先に報告した公安機関へ報告しなければならない。

本方法の施行前に完成した公共安全ビデオ画像情報システムを使用する事業者は、本方法の施行日から30日以内に、公共安全ビデオ画像情報システムの所在地の県公安機関へ報告しなければならない。

第十三条 政府の投資で構築された公共安全ビデオ画像情報システムは、設置を明確に表示しなければならない。

公安機関は公共安全の必要に応じて、政府の投資で構築された公共安全ビデオ画像情報システムに対して、合法、規範、及び合理的な配置の要求に基づいて、整理・調整を進めることができる。

第十四条 公共安全ビデオ画像情報システムを

使用する事業者は、システムの安全運行を保証するため、以下の措置を講じなければならない。

- (一) 関連する職務担当者に対して専門技能及び秘密保持等、関連する法律及び法規の育成訓練をすること。
- (二) 安全検査、運行維持、応急処理等の制度を確立し、画像画面が明瞭であることを維持し、システムの正常な運行を保証すること。
- (三) 当直監察制度を制定し、公共の安全に関連する疑わしい状況を発見次第、速やかに公安機関に報告すること。
- (四) 画像情報を使用する登録制度を制定して、画像情報を録画する職務担当者、調査時間、及び調査用途等の事項を登記すること。
- (五) 公共安全ビデオ画像情報システムの用途及び撮影設備の位置を無断で変更させないこと。
- (六) 画像情報を無断で提供及び伝播してはならないこと。
- (七) 法律、法規、及び他の規定に定めるときを除き、画像データは15日以上適切に保存し、重要な価値をもつ画像データは1年間保存すること。

使用事業者が他の事業者に公共安全ビデオ画像情報システムの運営及び維持を委託するとき、双方がシステムの安全な運行の責任を明確に保証しなければならない。

第十五条 いかなる事業者及び個人も次に掲げる行為をしてはならない。

- (一) 公共安全ビデオ画像情報システムの施設及び設備を窃取又は損傷すること。
- (二) 政府の関連部門が公共安全ビデオ画像情報システムの施設、設備及び画像情報を法に基づいて利用することを拒絶又は阻害すること。
- (三) 保存期間内の画像情報の原始記録を無断で改ざんし、又は故意に隠匿若しく

は破棄すること。

- (四) 公共安全ビデオ画像情報データを売買、散布、又は違法利用すること。
- (五) 公共安全ビデオ画像情報システムの用途を無断で変更すること。
- (六) 公共安全ビデオ画像情報システムの正常な利用に影響を与えるその他の行為。

第十六条 公安機関は公共安全ビデオ画像情報システムの構築及び使用を日常的に監督検査することを強化しなければならないが、本方法の規定に違反する行為を発見次第、速やかに処理しなければならない。

第十七条 公安機関及び国家安全機関は、公共安全の維持及び国家安全の必要に基づき、本機関責任者の承認を経て、関連する事業体のビデオ画像システムを直接利用するか、又は指定されたビデオ画像システムにアクセスすることができる。

自然災害、災難事故、公共衛生等、突発性公共事件の発生時に、県より上級の公安機関の承認を経て、政府関係部門は画像情報を閲覧、調査、又は複製する権限をもち、関係機関は協力しなければならない。

第十八条 公安機関及び政府関連主管部門の作業担当者は、本規定第十七条に基づいて、画像情報を閲覧、調査、又は複製するとき、次に掲げる規定を遵守しなければならない。

- (一) 作業担当者は二人以上。
- (二) 承認文書を提示すること。
- (三) 法執行証明書を提示すること。
- (四) 画像情報を閲覧、調査、複製する状況を記録簿に記入すること；
- (五) 画像情報の利用及び秘密保持制度を遵守すること。

第十九条 公共安全ビデオ画像情報システムを

利用する事業体は、重大な刑事事件又は治安事件を解決するために、重要な証拠及び手がかりを提供するか、又はその他の顕著な貢献があるとき、関連部門は事業体及び関係職員に顕彰又は奨励を与えなければならない。

第二十条 本方法第六条の規定に違反して、公共安全ビデオ画像情報システムを構築しなければならないのに構築しないとき、公安機関は期限を定めて構築責任を遂行するように命じる。期限を過ぎても構築が行われないうち、公安機関が構築を遂行し、費用は公共安全ビデオ画像情報システムを構築しなければならない事業体が負担する。

第二十一条 本方法第九条の規定に違反して、公共安全ビデオ画像情報システムが構築されたとき、公安機関は撤去責任の遂行を命じる。撤去が拒否されるとき、公安機関は撤去を強制し、かつ 1000 元の過料に処する。

第二十二条 本方法第十二条の規定に違反して、報告手続の履行規定を遵守しないとき、公安機関は期限を定めて是正責任の遂行を命じる。期限を過ぎても是正が行われないうち、公安機関は警告を与え、かつ、200 元以上 500 元以下の過料に処する。

第二十三条 本方法第十四条第三項から第七項の規定に違反するとき、公安機関は期限を定めて是正責任の遂行を命じる。期限を過ぎても是正が行われないうち、公安機関は警告を与え、かつ、200 元以上 500 元以下の過料に処する。

第二十四条 本方法第十五条第三項から第六項の規定に違反するとき、公安機関は警告を与え、かつ、当該事業体を 1000 元の過料に処し、当該個人を 500 元の過料に処する。

第二十五条 本方法の規定に違反して、治安管

理行為違反に該当するとき、公安機関は「中華人民共和国治安管理処罰法」の規定に基づいて処罰する。犯罪に該当するとき、法に基づいて刑事責任を追及する。

第二十六条 公安機関は、公共安全ビデオ画像情報システムの管理において、合法的に職責を履行しないことにより、公民の人身又は財産、及び公共財産が損害を被り、又はその他の職務怠慢若しくは職権濫用行為があるとき、直接の責任を負う主管職員及びその他の直接の責任者を法に基づいて行政処分に処する。犯罪に該当するとき、法に基づいて刑事責任を追及する。

第二十七条 本方法は 2008 年 1 月 1 日から施行する。

